

2. ガイドラインの考え方

(1) 基本課題

ガイドラインは、下記に示す基本課題への対応をめざします。

1

緑地面積率の緩和により、既存工場では建替え等が進み、副次的効果として工場緑地の総量の増加が期待できますが、その一方で、緑地面積が減少するケースも想定されます。このため、緑地機能の低下を防ぎ、質の高い工場緑地を創出する方法を示す「緑の工場ガイドライン」の趣旨を企業の皆さまに理解いただき、協力していただく必要があります。

2

気候変動など地球環境問題が深刻化し、脱炭素化の取組が急務となっているなか、工場における設備投資や緑地形成においても、地球環境への配慮が重要になっています。また、企業の社会的貢献の必要性が高まるなか、緑地をはじめとする環境施設の設置等においても、地域社会との調和や融合への配慮が求められています。これらは、SDGsの実現にもつながることから、ぜひ積極的に取り組んでいただきたい課題です。

3

市条例に基づく規制緩和により、緑化義務は減少していますが、ガイドラインの趣旨を尊重した適切な緑地の管理を行っていただく必要があります。また、緑地のもつ機能や適切な樹種の配植、地域周辺環境に配慮された植栽・景観等、質の高い工場緑地を持続させ、効果を高めるには、計画段階から維持管理段階における適切できめ細かな配慮が必要です。

(2) 基本方針

基本課題を受けて、条例で示す基準以上の工場緑地の確保を基本方針とします。

また、緑地の質的向上のため、①緑地面積の1/2は樹林地とすること、②緑地以外の環境施設の新設を必要最小限とし、緑地の設置を優先すること、を最低限のルールとします。ただし、CO2削減に貢献する太陽光パネルについては、緑地と同様に設置を推奨します。

ガイドラインの構成

緑地等の有効配置

工場敷地内で、緑地の植栽・配置等を工夫し、十分な物理的・心理的緩衝効果を持たせるような計画づくりを促進します。

地域社会への貢献

周辺との調和に配慮して計画すること、環境施設形成を通じ、地域社会と融合するような計画づくりを促進します。

環境への貢献

地球温暖化の抑制、生物多様性確保等による環境配慮型工場形成に向けた、環境施設の計画づくりを促進します。

(3) 緑地評価の考え方について

ガイドラインでは質の高い緑地を形成する方策として緑積、緑視率の向上等を掲げています。以下でその考え方を述べます。

《緑積・緑視率の確保》

従来の緑地の面的な確保と同時に量的、質的な確保も重要と考えます。このような視点から、緑地の評価についても、緑被率に代表される面的な評価と共に、緑の容積を示す緑積と見える範囲の緑の状態を示す緑視率の面からも評価する必要があると考えます。

ガイドラインでは、緑積と緑視率の高い緑地の形成を促進します。

緑被率

緑に関するマスタープラン等で広く活用されています。広域に緑地を把握する点では有効ですが、多様に富んだ緑地など質的な把握は困難です。

緑積

緑の容積のことをいいます。環境阻害要因に対するバッファの役割を期待する場合等に緑積の大きさが重要な意味をもちます。

緑視率

ある範囲の土地で見える緑の状態、または視覚に訴える緑の量をいいます。緑視率は、「美しいまち」や「うるおいのあるまち」を彩る空間デザインに応用されています。



緑被・緑積・緑視の概念図

《樹林地の確保》

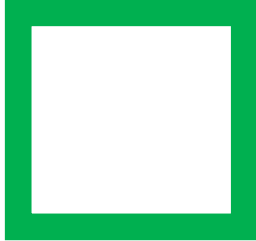
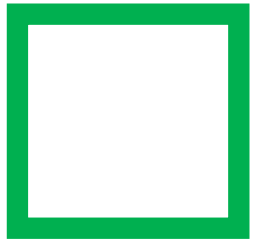
緑地面積には芝なども含まれるため、高木・低木で構成する樹林地と芝だけの緑地とでは、地域環境への貢献度では大きな差があります。ガイドラインでは緑地の1/2以上は樹林地（下記の高木①と高・低木②の合計）となることを促進します。

樹林地のめやす

- ①10 m²の土地に高木（4m以上に成長する木）1本以上
- ②20 m²の土地に高木1本以上及び低木20本以上

《参考》 緑地等を工場周辺に集めれば、4m幅程度の境界緑地が可能です。

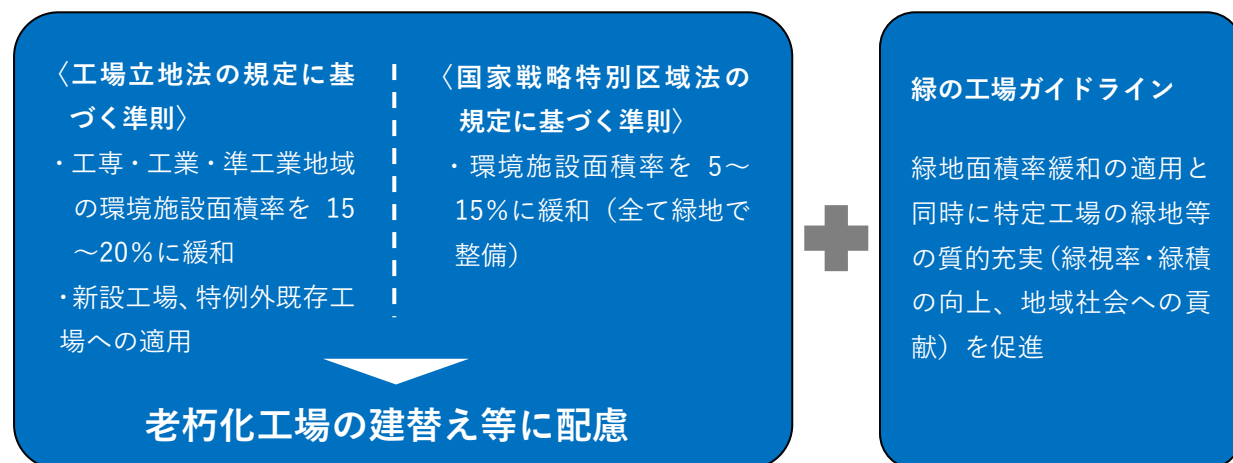
本市では、条例に示す基準以上のより多くの緑地形成を目標にしています。仮に工専・工業地域に立地する敷地面積10,000 m²の工場の場合、最低の15%の緑地面積を確保したと想定すると、すべての緑地を工場の周囲に集めれば、幅4m程度の緑地を確保できます。本市では、さらに地域周辺に対して、防災面や緑視率の点でも効果の高い緑地形成の確保を促進します。

緑地面積率	20%の場合	15%の場合
敷地面積	1ha	1ha
外周緑地の幅	5.28m	3.91m
緑地を外周に同一幅で確保した場合		

緑地面積を緩和した場合の敷地境界緑地幅の比較検討

(4) 堺市の工場立地法に基づく緑化規制と緑の工場ガイドライン

本市では、「堺市工場立地法第4条の2第1項及び国家戦略特別区域法第20条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例」に基づく緑地面積率の緩和と同時に、ガイドラインをセットで示すことにより、質の高い緑地形成の促進をめざしています。



環境施設面積率の基準

(1) 新設工場、特例外既存工場に対する基準

(工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則)

区分	工業専用 ・工業地域	準工業地域	左記区域以外
環境施設面積率	15%以上	20%以上	25%以上
うち緑地面積率	10%以上	15%以上	20%以上

(2) 特例既存工場に対する基準

(国家戦略特別区域法第20条の2第1項の規定に基づく準則)

区分	工業専用 ・工業地域	準工業地域	左記区域以外
環境施設面積率	5%以上	10%以上	15%以上
うち緑地面積率	5%以上	10%以上	15%以上

※「特例既存工場」とは、昭和49年6月28日以前に既に設置されている工場(以下、「既存工場」)のうち、工場立地法の規定に基づく準則を定める条例の基準を満たしていない工場をいう。

※「特例外既存工場」とは、「特例既存工場」以外の既存工場をいう。

※「特例既存工場」に対する規制緩和後の基準が適用された後も、既存の緑地率は維持するよう努めてください。

持続可能な開発目標：SDGs

SDGsとは、Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略で、2015年9月にニューヨークで開かれた国連総会において採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核をなすものです。

2016年から2030年までの15年間に、貧困や不平等・格差、気候変動、資源の枯渇、自然破壊などの様々な問題を根本的に解決することをめざす世界共通の目標であり、17のゴール（目標）と169のターゲット（及び232の指標）で構成されています。

堺市は、平成30年6月に、SDGsの達成に向けて優れた取組を推進する都市として、国から「SDGs未来都市」に選定されており、SDGsの認知・理解の向上に向けた普及啓発など、SDGsの達成に向けた様々な取組を推進しています。



ガイドラインとSDGs

ガイドラインでご提案している取組は、SDGsの達成にも貢献するものです。気候変動、資源の枯渇、自然破壊など様々な問題の解決につながる取組のヒントが、ガイドラインの取組の中にもたくさんあります。ガイドラインを構成しているⅠ緑地等の有効配置、Ⅱ地域社会への貢献、Ⅲ環境への貢献の各テーマで提案している方針毎に、関連の深いゴールを提示しています。SDGsの観点からもガイドラインに例示したような取組を考えていただき、ぜひ行動に移してください。

市条例に基づく規制緩和により、緑地の設置義務が軽減されていますが、ガイドラインの趣旨を尊重した適切な緑地の管理を行っていただきますよう、ご協力をお願いいたします。

